

資 料

ジョン・ロックのエドワード・ ステイリングフリート論 (上) —復古体制危機時の教会論をめぐる一史料—

山 田 園 子 編・訳

- 一 はじめに
- 二 手稿の概要
- 三 手稿活字化の歴史
- 四 編集方針と凡例
- 五 翻訳 (抜粋、本号は fol. 83 まで)

一 はじめに

本史料はジョン・ロックによるエドワード・ステイリングフリート批判を抜粋、翻訳したものである。ステイリングフリートの『分離の災い』(1680年)と『分離の不当性』(1681年)⁽¹⁾へのロックの批判は、ラヴレース・コレクション MS Locke C34 として、手稿のままオクスフォードのボードリアン・ライブラリーに残されている⁽²⁾。「三 手稿活字化の歴史」で述べるように、すでにキング卿、H・R・フォックスーボーン、ヴィクター・ヌオヴォ、そしてマーク・ゴルディがこの手稿に注目し、その一部を活字化、公刊している。それらには「非信徒の擁護」や「ステイリングフリートにかんする批判的ノート」のタイトルが付けられることがあるが、手稿自体にはタイトルはない。

(1) Edward Stillingfleet: *The Mischief of Separation*, London, 1680. ditto: *The Unreasonableness of Separation*, London, 1681.

(2) ステイリングフリートの『分離の災い』と『分離の不当性』の内容については、以下の山田論文参照。「エドワード・ステイリングフリートの教会論 (上・下)」、『広島法学』、32 卷 3・4 号、2008・2009 年。

これらの活字化はすべて抜粋、しかもごく一部の抜粋である。この理由は、手稿が著しく読みづらいことによる。多量の加筆修正があり、文章に不完全な箇所が多く、またロックの手の他、複数の手による書き込みがある。だが、この手稿は、当時の重要な国教会聖職者であるスティリングフリートの教会論及び非国教徒対策論にロックが批判を試みたものであり、1680年代初頭におけるロックの教会論、寛容論の展開を考える上で見逃すことができない。ゴルディはこの手稿を「出版されていないロックの著作の中で、最も重要なものである」とした⁽³⁾。

私が入手した図書館による複写では、つづりの判読さえ不能な箇所がある。それらの確認を含める今後の作業を考慮して、判読可能な限りの全手稿復元とその翻訳は私のホームページ上（http://www.hiroshima-u.ac.jp/law/kyouin/yamada/p_324d58.html）で公開する。手稿は複数の手が入る上に、スティリングフリートの文書の引用やその要約のみを記した箇所もある。ホームページ上での復元・翻訳においては、スティリングフリートへのロックの疑問や反論、ロック自身の見解を展開した部分はもとより、スティリングフリートの文書の引用や要約等も含め、判読可能な限りのすべてを復元・翻訳した。それを元に本史料は、紀要掲載を考慮して、その抜粋を紹介する。分量としては、二回の分載で約五万字に抑えた。手稿内容の検討は稿を改めて行う。

以下では、次の順序で作業を進める。「二 手稿の概要」では、手稿の構成等を説明し、「三 手稿活字化の歴史」では、キング卿などによる活字化の書誌情報とその特色を明らかにする。「四 編集方針と凡例」では、紀要掲載に向けた手稿復元箇所の特定、編集、翻訳の方針、そして凡例を記す。

(3) Mark Goldie (ed.): *Locke Political Essays*, 'Critical Notes on Stillingfleet (Extract)', Cambridge, 1997, p. 372. マーク・ゴルディ編『ロック政治論集』「スティリングフリートにかんする批判的ノート」（山田園子・吉村伸夫共訳）、法政大学出版局、叢書ウニベルシタス 844、2007年、363ページ。

「五 翻訳 (抜粋)」では、復元箇所を掲載する。

二 手稿の概要

手稿は、オクスフォードのボードリアン・ライブラリーのラヴレース・コレクションに MS Locke C34 の番号で残されているものである。ここでは、ボードリアン・ライブラリーが所蔵するマイクロフィルムからライブラリーが作成した複写を利用した。手稿には 167 までの通し番号がページ上部に付けられている。その内、fol. 33 (手稿の 33 ページ)、fol. 50 の上半分、fols. 83、159、160、163、164、167 は空白である。fols. 81, 82 は複写がなく、もともと空白か紙葉がなかったと考えられるが、原本の確認を要する。fols. 5, 92 は一紙葉の表裏に書かれ、5^a, 92^a 及び 5^b, 92^b と番号が打たれるが、5^b は全面に X 様の線が引かれて削除される。線による削除はその他の紙葉にもある。

手稿は fol. 7 までは『分離の災い』にかんするノートであり、fol. 7 から fol. 32 までが『分離の不当性』の序文について、fol. 34 以降 fol. 158 までが『分離の不当性』の本文に関わる。fols. 161-162 では、絆、目的、負担、分離、教会、ノヴァティアン、主教、寛容について、事典的にそれぞれ短い説明が書かれる。fols. 165-166 は索引を意図したらしく、‘Toleration his model 86’ のように項目とページが記載されるが、アルファベット順に正確に整理した十全な索引ではなく、しかも実際に照合すると、ページ記載は『分離の不当性』の序文のみへの参照である。

ゴルディは執筆年を 1681 年とする。1681 年に公刊された『分離の不当性』の読後印象が強い内に書かれたと思われる。複数の手が入るので、ジェイムズ・ティレルとの共同執筆が言われたこともあるが、ティレルやティレル以外の手による書き込みは多くなく、かつそれらの書き込みとロックの手による部分との内容的な整合性に問題はないと思われる。ゴルディが言うように、

ロックを主たる著者と考えて良いだろう。

手稿内容を大別すると、第一に、スティリングフリートの文章の要約や検討対象となる文章を引用したもの、第二に、スティリングフリートの見解にロックの疑問や反論を示したもの、第三に、スティリングフリートの文書を元にロック自身の見解を展開したものとなる。その他、上述したように、索引及び「絆」等の語への事典的説明が記される。

手稿は公刊を直ちに意図した原稿というよりも、スティリングフリートの議論に衝撃を受けたロックが、彼の議論を元に教会論にかんして、勉強用及び自分の見解の備忘用に作成したメモやノートという印象を受ける。手稿上のおびただしい削除修正や走り書きのような字や文章の読みづらさは、国教会側の人物の教会論及び非国教徒対策にかんする、ロックの生々しい反応の現われとして受けとめることができるだろう。

三 手稿活字化の歴史

MS Locke C34 については、キング卿、フォックスーボーン、ヌオヴォ、そしてゴルディによる四種の活字化がある。それらの書誌情報と特色は以下である。

一) Lord King: *The Life of John Locke*, new edition in two volumes, Vol. II, London, 1830, pp. 195-218.

ロックの手稿の最初の抜粋、活字化であり、四種の活字化の内最長の抜粋である。「非信徒の擁護」とタイトルを付す。抜粋の際、キング卿は手稿のページ順をまったく無視し、総論的部分、絆、儀式、教会統治、キリスト教会の普及という内容ごとに手稿の各所から抜書きするが、内容項目を明示してそうするのではない。抜書き部分が手稿のどの紙葉に該当するかも明記されていないが、私の確認では、手稿の一部の復元、活字化を意図したものである。だが、no more に続く手稿上の but を本書では than に変える等、語法

やつづり等は手稿そのままではない。つづり等の改変にとどまらず、手稿内容を要約してしまった箇所、続くべき文章を断りなく中途省略して記載する箇所、さらに Member と読む所を Mother とするといった誤判読もある。

二) H. R. Fox-Bourne: *The Life of John Locke*, two volumes, Vol. I, 1876, pp. 457-460.

キング卿のテキストからのさらなる抜粋であり、タイトルも踏襲する。抜粋の合間にフォックス・ボーン自身のコメントが交えられる。彼は分離の原因となる儀式的強要の問題に注目して抜粋し、かつ『寛容論』や『寛容書簡』に見られぬ議論はないとする。

三) Victor Nuovo (ed.): *John Locke Writings on Religion*, Oxford, 2002, pp. 73-79.

本書は宗教にかんするロックの他の文書も掲載する。本手稿については「エドワード・ステイリングフリートの分離の災いと不当性にかんする批判的ノート—抜粋」として、手稿のページと照合させて活字化する。キング卿が抜粋した部分と重複する箇所が手稿二ページ分あるが、他の九ページ分に相当する部分はヌオヴォがはじめて活字化したものである。その部分は、宗教の意義、教会の目的、自然の光と神の関係、キリスト教の拡大、教会という団体の特性、そして国教会の妥当性に関わり、手稿内容の奥行きを伝える。手稿上の削除や下線部分の一部については、それと分かるように編集を行うが、fol. 78 の読み下し部分に相当する本書 75 ページ 32 行目末尾の another と Religion の語間の文章が、断りなく省略される。この点については翻訳部分の注 24 で説明等を加えた。

四) Mark Goldie (ed.): *Locke Political Essays*, Cambridge, 1997, pp. 372-375.

これには、吉村伸夫と山田との共訳「ステイリングフリートにかんする批判的ノート」がある。(『ロック政治論集』法政大学出版局、叢書ユニベルシタス 844、2007 年、363-366 ページ。) もともと P・ロングによるラヴレース・コレクションの目録には、「ジェイムズ・ティレルとジョン・ロックによる批判的ノート」と記され、手跡が複数あることから主たる執筆者が問題とされていた。だが、ジョン・マーシャルの研究を元に、ゴルディはロック

を著者とし、執筆年を1681年としている⁽⁴⁾。手稿ページにして三ページ分を活字化する他、解題部分でゴルディは教皇主義者や議会にふれた手稿の部分を手短かに紹介する。活字化された部分は、世俗権力と教会権力の混交を非難する内容をもつ。

これら四種の活字化が対象とした手稿ページは以下であり、これらの箇所にも山田の判読を元に翻訳を加えた。

fols. 19、22-23、74-78、86-87、92b-93、94、101-103、106-108、142-143、150-151、152、153-154、155、156-157、161-162。

四 編集方針と凡例

一) 編集方針

本史料は、復元した手稿原文を元に、ロックの特徴的な議論が記された部分を抜粋して、翻訳を付けた。ロック以外の手による文章であっても省略しなかった。ただし、以下の箇所は翻訳掲載の対象としない。

- a 判読不能及び判読や解読が著しく困難な箇所。
- b 手稿上、線等で削除された箇所、及び明らかに重複した語や語句。
- c fols. 165-166 の索引。
- d ステイリングフリートやその他の文書への参照箇所を示す、欄外にある記号や番号。
- e ロックの議論を文脈上理解するために必要な場合を除き、ステイリングフリートの議論の要約や引用。

(4) J. Marshall: *John Locke Resistance, Religion and Responsibility*, Cambridge, 1994, p. 97 n. 34. P. Long: *A Summary Catalogue of the Lovelace Collection of the Papers of John Locke in the Bodleian Library*, Oxford, 1959, p. 33. この目録は、ティレルの他、ロックの写字生であるシルヴェスター・ブラウノーヴァーの関与も言い、1681年から1683年の間に手稿が書かれたと推測する。

二) 凡例

- a 手稿ページ (紙葉) 番号を fol. 1 のように各ページの翻訳の冒頭に付けた。
- b 下線はそのまま付した。下線の大半はスティリングフリートの文書からの引用である。
- c 数字番号、()、?、! 等の記号は手稿に従うが、手稿上の : や ; は、翻訳上では使わなかった。
- d … (三ドット) は山田が省略した部分。
- c / は手稿上の改行、またはそのように考えられる箇所。
- d [] は山田の説明及び挿入。[?] は判読できない語句があることを示す。
- e 単語の上に別の単語を重ねて書いた箇所は、上に重なる単語を中黒右に記し、「同一・国家教会」のように記載した。
- f 翻訳文中に書き込めない説明や問題箇所等については注記した。
- g 原文を引用した際には、つづりは原文のままにした。

五 翻訳 (抜粋)

MS Locke C 34 から

fol. 1

… [スティリングフリート] 博士は団結の利点を強調し、それ [団結] を外的礼拝に参加することに置く。だが、それ以上のことが十分な良心でもってなされることを彼は求めない。…彼は安全という理由で統一を迫る。疑問⁵⁾。安全とは魂のそれか統治体のそれか。…

fol. 2

(5) 以下原文に 'Q.' または 'Quere' とあるところは「疑問。」と表記する。

…教会の真の概念は同一信仰箇条及び同一の統治並びに礼拝秩序において自発的に団結した人々の団体である、ということに私は同意するが、さらに、魂の救済のために、を付け加えても良いと私は考える。／国教会があつて良いと私は完全に同意する。というのもそれは信仰告白者の数でもなければ、一つの集会で団結することでもなく、同一教義、規律と礼拝への同意だからである。…

fol. 3

…宗教に入り、かつ何らかのキリスト教会に団結する唯一の目的は人間の魂の救済であり、それは真の教義を信じかつ告白すること、かつ人が自身の良心において神に受容されると判断する、それゆえに最も本質的かつ主要だと判断する方法と儀式で神を礼拝することによる。人が団結し、自身のコミュニオンを継続する当該教会において、彼は良心において正しいと確信していなければならない。…教義と礼拝の清廉さ（それは必須だ）に加えて、政体と同様どの教会にも統治と勢力範囲があるが、それは裁量的⁽⁶⁾事項にすぎない。前者つまり教義の清廉さと礼拝の受容可能な方法は、どの人にとっても自分の救済の手段として直接関心のあるものである。…彼がそのために一員となって救済を得るとする当の目的にあの教会が役立たないなら、これらの事項において彼は分離すべきである。…

fol. 4

…私にとって明白だと思われることは、教会の統治形態は（それに反対する何が言われようとも）、裁量的事項として運営され、全能の神によって絶対的に規定された型として従われるものではないということである。…裁量的事項における自由な分離は（人はそこに彼らの自由をもつから）罪ではないが、教義と礼拝の事項における分離は、もし不当性の十分な納得がなければ罪であり、そうした納得を伴うことが必須となる。…

(6) prudential

fol. 5a

…全論争は最後には次の短い質問に帰着する。救済に至る私自身の道を私が
選ばなくてはならないのか、他人が私のために選ばなければならないのか。

…

fol. 5b ページ全面が X 様の線で削除される。

fol. 6

…博士の疑問に言い返すなら、どうやってイングランド教会は、彼らが非本
質的だと白状するあれらの事項の一部を手放さないままプロテスタント宗教
を危険にさらすことで、自分自身や世の中を満足させられるのか。…

fol. 7

…キリスト教徒間の相違を抑制する権力を為政者から取り去る寛容がなぜ現
在、キリスト以後最初の 400 年間に生じた以上に、宗教をより多く侮辱する
ことになるのか私には分からない。…寛容の下での見解の相違は人々を相互
の忍耐と慈愛に導くことに一層なるだろうし、それは教皇専制下であの種の
団結に向かうよりも真の団結となる。自由な人間は誰も、彼や他の人々が隸
従的信従において団結させられるような専制の下へ、自身を置くことはない
だろうから。

[ここまでは *The Mischief of Separation* へのノートであり、以下が *The Unreasonableness of Separation* へのノートとなる。]

序文⁽⁷⁾

…この論争について、ある者は放置した方が良いとしたが、他方、イングラ
ンド教会の維持を考える者もいて、博士が思うのと同様、彼らの共通の敵に
対して彼らの土台を十全にするべく、プロテスタント宗教はあらゆる種類の
プロテスタントからなる団結した力を要するとした。…

(7) Preface 『分離の不当性』の序文にかんする記載の開始を示す語と考えられる。

fol. 8

…しかし、人々がわれわれに歩みよろうとし、公然と〔教皇主義者との〕対決に踏み出そうとしているちょうどその時に、（もしわれわれが許すなら）われわれと喜んで協力して彼ら⁽⁸⁾〔教皇主義者〕と対決するであろう人々との何らかの相違や論争を拒絶または排除するというこのやり方が、彼ら〔教皇主義者〕の企図に対決してそれ〔イングランド教会〕を強化することになるのか、私には良く理解できない。…

fol. 9

…私がこのことを言うのは、博士やわれわれの教会上の何かを非難するためではなく、次のことを考慮する機会を彼に与えるためである。この責めの相当部分は、それ〔教会〕とは異なる人々と同様に、あれらのこと〔儀式〕にもあるのではないか、そしてわれわれの危険や混乱の責任が非国教徒の頑迷のみにあるかのように、すべての重荷を非国教徒に負わせることが賢明かつ正当な解決法なのかということである。…

fol. 10

…イングランド教会を揺るがす教皇主義者の熱心な努力は、イングランド教会の教義や礼拝体制への敵意から来るのではなく、イングランド教会が国教だからとは考えられないだろうか。…もし今イングランドにいるわれわれの一部を通じて、ジェズイットが彼らの教会に為政者を連れて来ようとするなら、彼は自分を長老派よりはまずイングランド〔教会員〕にする方がより手近で確実な方法だとは考えないだろうか。…プロテスタントの団結の必要性の…感覚へと非国教徒を至らせるばかりでなく、現実には団結自体を生み出そうと博士が努力するのであれば、彼は間違いなくそうしたいと切望したが、私はその方途は、一方に対して全部への服従を求めるという従来一般的に実

(8) ここに限らず、以下代名詞が多用される箇所があり、被指示語と考えられるものを〔 〕内に補った。

踐されてきたことにはなく、何かを放棄して互いに友好的に譲り合うよう両者の側を説得することにあると考える。…

fol. 11

…流血、暴行と破壊でもってわれわれの宗教や統治を不能にしてやると言明した人民としての彼ら〔教皇主義者〕に対抗して、全プロテスタントが今やあらゆる方法で駆り立てられるべきであり、…その一方で、あらゆる非国教徒プロテスタントがありうる限りの互いの十分な理解と承認へともたらされることを、真摯な人なら誰でもこの際時宜にかなったものと考えてだろうと私は思う。…

fol. 12 略

fol. 13

…博士が普遍的破門で何を意味するのか私には分からない。…何がとくに人々を破門に至らせるのかを考えると、それはある疑い、つまり博士や他の人々は彼らの全教会⁹⁾を国家的にしうるほどになぜ正当なのか、を思いつかせる。というのも、教会は神礼拝を行ない広める人々の自発的な団結にすぎず、その団体が構成員に対してもつ最大の権力は切り離すことにすぎないからである。

fol. 14

…破門に続く不都合を回避するべく、教会統治はつねに世俗権力の援助を得るような状態に自身を置こうと努力する。…だが、教会外の人々を懲らしめるために為政者が鞭をもって戸口に立つようになれば、…結果的にそうした教会権力をエラスティアンにする。…このやり方では、自分がどの教会員となるか選択の自由を各人がもたない限りは、あらゆる宗教は最後には、それ

(9) 全教会 (whole Churches、単数形もある) というスティリングフリートの概念については、山田「エドワード・スティリングフリートの教会論 (上)」、9 ページ参照。「一つの世俗統治と同一の宗教準則の下」で集う教会のことで、国教会とほぼ同義と考えてよい。

が良かろうと悪かろうと君主の宗教に行き着かざるを得ない。…

fol. 15

…説教と論文の両方全体で博士が主に反対しているらしいことは二つのことである。第一は分離、もう一つはこれら分離した者の寛容である。分離に注目する前に必要なことは、人がそこから分離するもの、それは教会という名をもつが、それが何か、そして説教で博士がわれわれに語るあれ〔教会〕が何かを知ることである。…

fol. 16

さらに、教会というあの種の統治体⁽¹⁰⁾からの分離は何かということも考えられるべきである。…私自身の自発的な同意から何らかの教会員となること、そしてそのコミュニオンに通うことは、あの法廷⁽¹¹⁾への懇願や奉仕ではなく特権であり、その特権をあの目的の達成のために用い、その目的のために私はそこへ入会した。…したがって、私はもはやその一員ではないと私自身が自発的に宣言するか、またはこれこれの行為が私の教会員資格を喪失させると当該団体が宣言して私を〔?〕追放する以外には何も、そうした団体から私を追い出せないと言える。…

fol. 17

…これら二つの方法の他に、何らかの教会員としての、あるいは何であれ他の統治体の構成員としての特権を、何人もどうやって喪失しうるのか私には分からない。…博士によれば、われわれの教会秩序に服従することを良心においてわれわれは義務づけられ、そして良俗と秩序に関わる事項のみを未決定のままに神の言葉は放置した。／神が放置しておいたから、あれらの事項において教会はわれわれの良心を義務づけることができる、というのが彼の議論のようだ。ここで良俗や秩序の事項で取り決めをする自由をどの教会も

(10) body politick

(11) 神の裁きの法廷を意味する。

もつというのは明らかだが、

fol. 18

各人の良心に受け入れを義務づけるような良俗や秩序が何かを制定する権力を法によってもつ教会役職者がいるというのは、立証を要する議論である。

…

fol. 19

…第一に、宗教の大きな役割は神を讃え、神の愛顧を見出すことである。このことは自身における各人の最も個人的かつ固有の関心事であり、彼の隣人はそれに何の関わりももたないが、(というのも、私の魂の救済のために私がどんな方法をとるかについて、何人も慈愛によるもの以外のどんな関心をもつのか?) しかし、個人の孤立した生活は宗教の実践や目的に十全に到達することができないので、したがって彼が何らかの宗教を抱く時には、当該宗教が表明されている何らかの団体に参加し、そのコミュニオンに加わることを余儀なくされる。／第二に、これらの宗教集団はキリスト教徒の間では特異な名称をもち、われわれは教会と呼ぶ。…博士は〔?〕全教会に言及し、教会の区域や境界は世俗統治の領域や範囲に依拠するとほのめかすように見える。あたかも同一国内に二つの全教会はありえず、またさまざまな国々に同一教会はありえないかのようである。…教会が国家的でありうる点で私は彼に同意するばかりでなく、もし全キリスト教徒が同一教会統治の下で同一のコミュニオン条件で団結するようもたらされるなら、それはエキュメニカルでもありうる私は考える。だが、なぜ教会が国家的なものより小さなものであってはならないのか、私には理由が分からない。

fol. 20

…宗教の理由による人々の自発的団結に教会の本質は全面的に存在し、それ以外の何ものも人々を全教会にせず、全教会は人々を独自の団体にし、そのことは〔独自の団体と〕同じ数だけの統治で当該団体を固めてまとめることに他ならない。…この事例において世俗統治を考慮することが何か問題とな

るとしても、国教会とは別の、自身を統治しうる教会が何らかのCOMMONWEALTHSに存在することが、同一COMMONWEALTHS・王国内に国教会とは別の教会統治下にある人々が存在すること以上に、なぜ不可能なのか私には分からない。…

fol. 21

…次に教会権力について考えよう。キリスト教は神自身によって啓示された宗教だと皆に受けとめられている。したがって、その教義や掟については、それらは教会法を超え、したがって教会権力は何であれ、直接的にせよ解釈をつうじてにせよ、〔?〕彼らの権威で強いる信仰やキリスト教徒の実践の準則を作るようなものであってはならない。…キリスト教会に残存する権力は（キリスト教の法や準則は教会以前に作られ、したがって教会には服さない）、それ自身の行動を命令する権力以外の何ものでもありえない。…教会の構成員になることは当該団体においては完全に自発的なことであり、かつ世俗の利害をもたない教会は同様に世俗の権力をもたないので、それぞれの構成員を秩序づけるための唯一の手段は、勸奨と譴責である。それらがうまくいかなければ、教会の最大の権力は排除することだけであり、それはこの種の団体においては破門と呼ばれる。したがって、どの団体もそれで〔?〕人々が入会を許される条件を制定しうるのと同様に、どんな理由で排除し、それによって関係を絶つのか、まさに判断者となりうる。教会権力のぎりぎりの限界がこの点にあると私は考える。次に考えられるべきことは、誰の手にこの

fol. 22

教会権力があるかということである。人々の一部は次のような見解をもつ。宗教を啓示したのと同じ権威が統治の人員や形態を指定したと。そうであれば、教会はそれに何の関わりもないことは確かであり、それは宗教自体と同様に神聖である。他の人々は、それは決定されないままであると信じ、当該団体自体の権力にあるとする。明白なことは、それがかりにそういうもので

あり、福音が神のものであって最高の義務を伴うものだとは私は認めても、しかし神の啓示は、神が話しかければ私が理解する以上には、私を指令することはできないということである。…博士は教会の唯一の目的を統治と秩序とする。…何人も統治されるためだけに何らかの団体に自発的に入会してきたとは、私にはほとんど想像がつかない。どの人にとっても大きな目的は幸福であり、それに宗教がより直接的に役立つと考えられるのが常である。そしてその大きなかつ主要な部分は人々の日常生活とこの世でのやりとりにおける良き生活であるが、

fol. 23

宗教のかくも大きな部分が団体で扱われるものとなるので、それだけが宗教という名前を得、それに関わるさまざまな団体がかくも多くの宗教と称される。かつこのことは無意味なことでも、統治のためだけのものでもないから、団体でのみ達成されるいくつかの他の大目的があるに違はなく、私にはそれは次の事項だと思われる。(1) 教化（それは理解力に情報を与え、意志を抑制することに存する。[]）(2) 神の公共礼拝。(3) 真理の伝道と子孫への福音の継承。これらの一は神への私の義務、もう一つは隣人への、最後は自分自身への義務である。これら三つは少なくとも聖書には明記されている。…キリスト教に改宗した異教徒が…さまざまな教会、さまざまなコミュニオン条件や礼拝様式をもつさまざまなキリスト教団体を見出すならば、こうした団体の内どこに彼が入会するか選ぶ自由を、彼に否定できるか？…これらの教会コミュニオンのどれかに入った当の人物が、

fol. 24

そうした目的において自分が間違ったと悟るならば、そこを去って、より良いものと彼が判断する別のコミュニオンへなぜ移動してはならないのか、私には理由が分からない。…

fol. 25

…こういうことを私が博士に言うからといって、もっと非難されるべきだと

私が思い、かつ最初の一撃を加えたと多分博士が申し立てるような、片方の人々の態度を私は見過ごすのではない。団結に非常に関心を持ちその希望を表明するキリスト教徒の間での荒っぽさや性急な熱意に、何か弁解が申し立てられるべきであるならば、不遇なかつ日の当たらない人々に少々余裕を作り与えるために、何か言われても多分かまわないだろう。…

fol. 26

…例えば、クエイカー教徒はイングランドで寛容されてはならない、つまり彼らの弾圧のために法の苛酷さが使用されなければならないという合意がある。…どうということになろうと流血の苛酷さは効果的だと(私はそれを疑うが)博士が考えるならば、それはキリスト教的であるのか彼に考慮してもらいたい。…博士の答えは、苛酷さは教皇主義者に対しては効果的かつ正当だが、他〔非国教徒〕に対してはそうでないというものである。私が答えるに、もしそれが宗教のゆえというなら、どちらにおいてもそれは正当ではなく、罰がしかるべき治療法だとしても、それが効果をもつことなどありえない。…教皇主義者が敵アイルランドを擁し、われわれに戦争をしかける臣民や君主であるという以外の何かの理由で罰せられるなら、彼らは虐待されていると私は思う。とはいえ、その根拠は宗教に関わり、彼らがあの宗教に属すということは、彼らが敵対派の一員である証拠に他ならず、われわれの獅子身中の敵またはわれわれの間諜以外の何者でもないとみなされうる。…

fol. 27 略

fol. 28

…ここで、どんな権威によってあなたの〔教会〕は制定された公定の制度であるのかと尋ねても悪くはないだろう。もし教会の権威によるならば、つまりそれは、博士自身が言うように、そこで共に団結した人々の一団体である。この団体は、ギリシア、アルメニアやローマ教会がわれわれに関わりないのと同様に、外部にいる人々には関わりなく、彼らに及ぶものでもない。もし世俗為政者によると言われるなら、どうやって彼は、宗教を作るにとどまら

ず教会も制定するようになるのか、私は知りたい。…

fol. 29

…神礼拝のいかなる部分においても私が不当だと判断することは何であれ、分離の十分な理由となる。…そしてわれわれの信従の法は非本質的事項に関わると言われようとも、それ自身の本性においては完全に非本質的だが、神礼拝における人間にとってはそうではありえない多くのことがあると私は認める。…

fol. 30

…主の晩餐時の跪座は罪ではないという付随説明に人は満足するとしても、その厳格な命令と実践が聖餐式のパンやぶどう酒の迷信的崇拝につながる、…と何者かによって疑われるなら、この根拠により真摯なキリスト教徒は、罪なくそうしたコミニオンから出て、他の（そこでは彼が躓くような理由を何も見出さない）コミニオンへと向かえないか。…今は、教皇主義がかくもわれわれを脅かして緊密に取り囲み、とにかく準備万端整えてわれわれの所へ公然と侵入できる時である。プロテスタント宗教と化体説は両立し得ない。

fol. 31

…無分別な非国教徒の熱狂が投げつける何らかの害がわれわれの教会に生じるとしても、迫害よりも寛容がなぜそれをより一層増大させることになるのか、私には分からない。というのも、厳格に信従を強要する場合にそうだったと博士が主張するように、荒っぽい待遇が荒々しい対応を引き起こしやすいからである。…

fol. 32 略

[ここまでは *The Unreasonableness of Separation* の Preface へのノートであり、以下は本体部分へのノートとなる。]

fol. 33 空白

fol. 34

…かりに博士がルター派教会で、私はこの教会で生まれ育ったとして、彼が分別年齢に達した時に共在説に同意できないとの見解をもち、現在彼はそういう見解だと私は思うが、また私は幼児洗礼に同意できないという見解をもつなら、両方を根拠にして、われわれは分離して良くはすべきではないか。…

fol. 35

…フランクフルトの事例によるなら、真摯な宗教改革者はドイツの当地や他の町における彼らの間で、異なった教会の〔?〕を危険なことだとは考えなかった。彼らは団結を守るためには平和と友好を維持すれば十分だと考え、強制する教会に、かつ暴力と罰でもってそうした強制に彼らに従わせようとする教会に反対するという、一つの共通利害で一体となった。…

fol. 36

…博士が指摘する例えば洗礼時十字、跪座、サープリス、そして主教服といったあれらの非本質的事項を最初の宗教改革時に保持したことが、現在のわれわれの間の長老派のように、イングランド教会から多くの者を遠ざけることになったのであれば、…それら〔非本質的事項〕を今放棄してこれら〔長老派〕をそこ〔イングランド教会〕へ入れることが、なぜ同様に道理あるものにならないのか、私は尋ねたい。…

fol. 37

…歴史によれば、分離が生じたのは統一が厳格さをもって迫られ、聖職者の一部がそれに沈黙させられた後だった。…スポーツの推奨は主の日の遵守について、むしろ争論と分裂を引き起こすことに役立ったのではないかと私は尋ねたい。宗教問題に権威者自身が介入することはかくも危険なことであり、それは自由かつ非本質的なものとして放置されるべきだと〔私は〕考える。…

fol. 38

…教区コミニオンにかんして法をそのままにしておこう。そうなると、私

の所から 2 マイル離れたある会衆に加わることを、神礼拝と私自身の教化のために良心において私は余儀なくされるのか。私の所では、み言葉と礼典の執行者たるべき者が無知、飲酒、放蕩、そして福音へのまさに躓きとして悪名高く、教会命令が私に指定したのは、敬虔な生涯と生活態度でもって福音を〔?〕伝道するまじめで敬虔で学識ある聖職者がいる最寄の教会ではなく、私が聞くことができないほどその説教壇から非常に遠ざかった〔?〕だった。そうすると、このことはキリスト教徒のコミュニオンを、人間の魂の救済のためよりも、私はそれが何か知らないが、教会規律のためのものにする。人間の魂の救済こそ

fol. 39

教会規律と教会の大目的であるべきなのに。…ローマ教会の専制と腐敗はこの世のすべてに広まり、教会権力を高め増進するために、キリスト教の実質的部分・事項を脇に置いて、彼らの権力と秩序に役立つ教義や儀式に余地を作ろうとする。…

fol. 40

…プロテスタント宗教がより良く存立しうるには、それ自身の土台に立てば良いのか、教皇主義の土台に立てば良いのか。というのも、改革及び新しい分離教会を設立するための理由をその際与えたのは、ルター派、カルヴァン派、またはイングランド教会のどれかの教義や礼拝の真理性ではなく、ただ人々が良心においてそうだと納得したことにすぎないからである。…

fol. 41

…先行ページにおけるブラウニストの事例では…分裂が増加するとあるが、そのことがイングランド教会をかき乱すことがないのと同様、脅迫的な苛酷さが人々を緊密にまとめたとも私は思わない。というのも、何の制約下にも置かれないオランダまで彼らが行けば、彼らは分裂、再分裂し、われわれの著者が看取するように、あの国での公定教会をまったくかき乱すことなく、彼らは静かに衰えて消滅したからである。人々を正気に戻し、その結果、道

理ある信徒へと再び戻す最も手近な方法は（やさしい待遇に次いで）、彼らが疲れ飽きるまでバカ騒ぎさせておくことだ。…

fol. 42

…世俗為政者が介入すべきであって、すべてが良心に委ねられるべきでないならば、私は尋ねたい。(1) どんな委任によってか、(2) どれほどが為政者の権威下であり、どれほどが良心に委ねられるか。しかし、為政者を自分達の味方に行っていると考える時には、為政者の権力を認める他の大半の教会とまさに同じことを、ここでの長老派もすると私は思う。為政者は彼らによって統治され、その結果、彼らが立法者、彼が執行者となり、彼の権威を許容する。…為政者が彼らと対立すれば、われわれだけが正しい議論をするのだから、これを次の教皇主義的な言葉であからさまに語れば相当の迫力があると思われるが、つまりわれわれだけが無謬だから、われわれはわれわれの教会員であるべきだという主張に、最後には万事が行き着く。…

fol. 43

…長老派が権力の座にある時には、彼らの支配は良心の自由によって妨害されがちだと考え、その際、現在の一部の教会人と同様の見解、つまり良心の自由は教皇主義よりタチが悪いという見解をもったようである。そのことについて、長老派は自分達の順番になると次のように言明した。自身の無謬性を彼らがかつそれ〔無謬性〕ゆえに人々の良心に対するあの支配が生じるなら、彼らは何ももたないよりも、むしろローマ教会のそれをもつべきだと。こうしてこれら神の民は支配にかくも大きな影響を及ぼす。…

fol. 44

…博士。ある教会とのコミュニオンは、その教会員として教会に加わることである。疑問。教会員として教会に加わるとはどういうことか？ 博士。その礼拝の全部において教会に加わることを。教会の準則や秩序のすべてに十全かつ恒常的なコミュニオンと服従を行なうこと。…その教会員ではないからという理由で彼ら〔イングランド教会〕が彼にコミュニオンを拒否すると考

えるのは、博士の側での奇妙な理屈付け、あるいは、この事由で彼ら〔イングランド教会〕がそれを拒否したなら、彼らの側での奇妙な理屈付けだと私には思われる。というのも、この理屈では、入会を望む異教徒にどの教会もコミニオンを拒否すべきことになるからである。…人間は

fol. 45

どこかの教会員ではないと救われないのか?…イングランド教会で洗礼されることで、何人もイングランド教会へと洗礼され、その固有のコミニオンに受け入れられたとは、私は知らなかった。…このことから、博士をかくも驚愕させるもの…すなわちカトリック的団結というローマ的な幻想に対して、われわれの教会は無縁ではないことが明らかになる。この幻想は、われわれの教会へと洗礼されることが人々をしっかりとキリスト教徒にして、彼らが再生しかつキリスト教会の体に連なることを明言する、と考えるものである。…

fol. 46

…自分が最良と考えることを人はつねに行うべきだという博士が強調する準則は、私は普遍的に妥当するとは思わない。…最良のことを誰もがするのは実際理にかなうが、そうしないことがつねに罪だとは誰も言わないだろう。だが、それを認めてこの準則を守れば、一時的コミニオンをつぶすことなく促すだろう。というのも、この準則にしたがえば、イングランド教会の祈祷、長老派の礼典執行、そして一部の傑出した独立派の説教を私が最良だと考えるならば、この準則にもとづいてこれら三つのそれぞれのコミニオンの活動において、三つ全部と私は一時的にコミニオンをもって良いし、もつべきだということになるからである。…

fol. 47

…合法的体制がその教区の合法的収入権を彼に与えうるなら、地主に地代を支払うのと同様に、彼に帰するものを支払うことを…私は良心において義務づけられると考える。このことは皆、これらの事項に権限をもつ国法による

が、しかし、靈的事項において案内役となる私の牧師として彼を受け入れることが、当該法によって義務づけられるのかは疑問である。…

fol. 48

…疑い・間違いなく、博士は制定⁽¹²⁾という語を公定⁽¹³⁾や類似の語と共にさまざまな箇所で使用するが、制定されると彼が意味するのは、世俗為政者の権力によってなのか、またはどの統治体も自身の内にもつ、ここでは教会権力と私がみなすあの権力によってなのか、彼はわれわれに語らない。…

fol. 49

…博士が設定する疑問は、その宗教を告白する国において、一部の公的礼拝が禁じられて良いかということである。これは一見、簡明直截な疑問に見えるが、良く考えれば、最初に想像しがちなほどには平明にも明瞭にも思われないだろう。というのも、何が真の宗教かが最初に解決されねばならず、この疑問は人類の大議論として常時存続しそうなものであり、かつわれわれの現在の問題においては、どの国にとってもそれ自身のものが真の宗教だという以外の他の解決は決してありえないからである。…その結果、疑問を手短に言えば、同一宗教を告白する国民に不必要な制約を置かずに、宗教事項において世俗為政者はどんな権力をもつか、ということになるだろう。…

fol. 50 紙葉上半分空白

加えて、もっと異種の、かつイングランドでのわれわれの事例に一層関わりのある疑問がある。それは、為政者は自身のもの以外のすべての公的礼拝を禁じる権利をもちうるのか、あるいは禁止に先立って悪を内在する特定のものを禁じる権利をもちうるのか、ということである。…それ自体罪深い特定の公的礼拝を為政者が禁じることと、教義と礼拝を統一して彼の民のすべてを強いて彼に加わらせることとは、大きく違う。私が誤っていなければ、

(12) settled

(13) established

後者がわれわれの問題である。したがって私が博士から知りたいことは、次のことである。われわれに異を唱えるあれらの教会すべての公的礼拝は、何らかの法の禁止の下に置かれなくても罪深いものとなるのか、そしてそれらがそういうものでないとしても、禁じられ罰せられるべきか？…

fol. 51

…法的権限をもつ者は、十分の一税收受、説教、公的礼拝用に法によって指定された場所での〔?〕の祈祷といった教区牧師に属する利益や特別な見識にたいして、神と人の両者の前で正当な権利を疑いなくもつ。…だが、分離に関連する議論の真の〔?〕は、彼がそのような法的権限をもつゆえにそうした礼拝行為において彼に加わるよう、私は世俗法によって拘束されるのかということである。…教会の統一がわれわれのためにかくも大いに意図される事項としても、さまざまな礼拝様式と両立しうるものもあるだろう。少々不思議に思われるのは、教会が大いに望むものが平和と団結であるならば、礼拝様式に許可を与えればかくも多くの非国教徒の口を確実に閉ざすことになるのに、なぜわれわれの教会は必要な礼拝様式の一部の行為を許可したり自由にしておかないのか、ということだ。…

fol. 52

…博士が罪深いとみなす分離は、われわれの教会コミュニオンからの分裂だけだ。したがって、すでにそこに属している人々以外には誰も分離の罪に問われない。…ならば、クエイカー、アナバプテスト、独立派や長老派のコミュニオンで生まれ育った〔?〕人々にむかって彼は何と言うのか、私は彼に考えさせよう。…洗礼された教会で教会員となる義務を幼児洗礼が課すなら、そのことはわれわれの一部の者をアナバプテストの実践に差し出し、どの教会員となるか選択できる年齢に達するまで、彼らの子供を無洗礼のまま放置するのが道理にかなうとするのではないか。…人々がいったんもった教会員資格を否定することに加えて、彼は分離を罪深いものにする別の条件を意図する。つまり教会員としてわれわれの教会とのコミュニオンを避け、かつ当

該コミュニオンに対抗する別の教会に加わることである。私が尋ねたいのは、教会員としてコミュニオンを避けることそれ自体がそうした分離をなすのかということである。…

fol. 53

…最大の条件は真の宗教からの分離に違いなく、ここでわれわれはかの古い疑問、すなわち何が真の宗教かを誰が判断すべきかという疑問に達する。…真実でない教義と私が判断したものから私が分離して良いならば、罪深い礼拝だと私が判断するものから、なぜ私は同様に分離してはならず、一方〔教義〕においては私自身で判断でき、そうする自由をもつのに、どうして他方〔礼拝〕においてはそうでないのか？また、信徒へ私を強制する権利を伴って、私の代わりに判断するべく神が指名した者は誰なのか？むしろこういうことを私がここで尋ねるのは、あたかも世俗為政者があの判断者であるかのように、先の文節で博士が王と彼の法を名指しするからであり、実際には、彼は教会法も名指しする。…このことはまったく理解不能である。というのも、もし教会法によって教会聖職〔？〕の権威によって制定された教会法を彼が意味するならば、彼は世俗為政者と教会為政者という二つの異なった判断者を同時に私に指示するからである。私のかわりに判断するこの権限がこれらのどちらにあるかについて現在何も言わないまま、もし彼らが異なることになれば、私はどういうことになるのか。…

fol. 54

…さて、分離を教派分立⁽¹⁴⁾という…罪深いものとする事項は何かを、博士はわれわれに語っているようだ。…博士が言うには、〔(1)〕 1 純粋な礼拝方法をとるものとして分離集会を實踐せざるを得ないと彼が考えているのでなければ、2 より福音的な実践を求めて彼が日常的に分離集会へ赴くのでなければ、自身の教区教会からの分離は教派分立ではない。(2) 1 人々がわれわれ

(14) schisme

の教会とのコミュニオンから分かれるのでなければ、2 分離する党派が集会用の新規律をもたなければ、われわれの教会が定めない教義上の相違は教派分立ではない。(3) われわれがそのコミュニオンにおいて生活する教会によって許された礼拝様式上の相違は、人が何もしないならば、教派分立ではない。

fol. 55

… (4) 外国教会の教会員がここで享受を許されている礼拝の異なった方法は教派分立ではない。／ (5) 彼がわれわれの教会とのコミュニオン行動を継続するならば、宗教事項における王の法や教会法への不服従のいちいちが教派分立ではない。／ (6) アリウス派君主の〔?〕下で為政者の意志に反してある宗教の実践を維持することは教派分立ではない。／教派分立の〔?〕消極的定義はもういい。私が見出す積極的定義のすべては以下である。／ (1) 彼が洗礼され、またはかつて教会員だった教会に対し、教会員であることを否定すること。／ (2) 教会員として (その教会員だった) 教会とのコミュニオンを避け、当該コミュニオンに対抗して設立された他の集団に加わること。さて、これらにもとづいて何が教派分立なのか、誰か私に語ってもらいたいし、また彼が関わりうるあらゆる判断の際に、それについて彼の良心を案内する準則を見つけてもらいたい。白状すれば、私にはそれはできない。…

fol. 56

…博士によれば、彼がコミュニオンをもつよう義務づけられているがそこから撤退した、その当該教会からのみが分離である。疑問。一キリスト教徒がどこか特定の教会員になるよう何が義務づけるのか?／博士によれば、一時的コミュニオンが正当ならば、恒常的コミュニオンは義務である。なぜならば／ (1) 教会の平和と団結を守るためにあらゆる正当な手段を用いることは、全キリスト教徒に課された普遍的義務だからである⁽¹⁵⁾。…私は尋ねたい、…

(15) 以下大部分が判読不能。

fol. 57

分離の罪があると、そして教会の平和と団結を危機にさらす罪があると、誰が見なされるのか。強制する権利をもつことが他の者に認められ、かつ服従の義務に私が置かれるなら、どんな安全を私はもち、どこにその限界があり、またいつ私は分離して良いのか？…

fol. 58

…疑問。神の言葉と矛盾しない事項を命じうるあの正当な権威とは何か？ それ自身の本性において非本質的な事項は、この権威によって命じられると、平和のために服従されることが必要になる。洗礼の際、教皇主義者によって命じられた多くの儀式は、それら自身においては非本質的である。だが、それらは

fol. 59

すべて平和のために遵守されるべきものであり、分離には何の理由もなかったと博士は考えるのか？…彼がここで語るこの提案のような何か正当な権威があったとしても、宗教儀式におけるその命令は、人々の良心を即座に服従へと義務づけることはない。…ここで私は、儀式をやりすぎるとしてわれわれの教会を非難しているのだとは思われたくない。だがいったん「意ノママニ」強制する権力が許されれば、人間性の弱さを考える者なら、どこにそれが行き着くかを承知している。…

fol. 60

…疑問。教会の為政者とは誰のことか。／博士はしばしば教会為政者への服従義務を促し、教会法違反を責める。…博士はわれわれに、それは重大な帰結をもたらす問題だと言う。…しかし、有無を言わせぬこの命令を無視することは、われわれの間にどんな平和の破壊を引き起こすのか。そしてもし教会の平和が教会準則への服従とかくも結びついているならば、さて、それは黒プディングを食べる人々⁽¹⁶⁾によって妨害されることにはならないか。／教

(16) 黒プディング（ブラックプディング）は動物の血を主体にして作られたソーセージ

会の平和を危険にさらすことを考えて、使徒がユダヤ人改宗者を彼ら自身の自由に委ねたならば、同じ考慮を他の人々もしてほしいと私は思う。…

fol. 61

その当の問題で彼〔聖パウロ〕がガラテヤの人々に語ることは、つまり、キリストが彼らを自由にしておいたその特権にしっかり立って、儀式律法の強制に服従しないということである⁽¹⁷⁾。したがって、分裂と教派分立を作ったのは強制者の方だった。…さて、ペトロが最初に〔?〕もっていた考えを継続したと想定するならば（もし聖パウロが厳しく彼に反対しなかったら、おそらくそうだったと博士が言うように、彼はあの党派の長にとどまっただろう）、その際ここで、対等な権威をもつ二人の異なる長の下で二つの教会が存在したことになる⁽¹⁸⁾。…このことから次の二つの疑問が生じるだろう。1、聖パウロの教会を去り、自分が最も正しいと考えた聖ペトロ教会とのコミュニケーションに加わることで、キリスト教徒個人は教会平和のかく乱の罪を負ったのか。2、教派分立の罪はどちらにあったか。強制しようとするあの為政者か、こうした儀式を自由におきたいと思った人々か。…われわれの現在の事例にこれを適用する際、それが強制の問題にどれほどの助けとなるのか、私には分からない。…ユダヤ教会との一時的コミュニケーションを一部の点においては正当だと聖パウロが考えても、恒常的かつ普遍的コミュニケーションを義務だとは考えなかったことは、彼自身の実践によって明白だからである。…

fol. 62

…博士によれば、真の教会とは、その体制において教義上憎むべき誤謬が無く、礼拝上偶像崇拜がない、そういうものである。疑問。誰が判断するか。教皇主義者なら、その二つのどちらの罪も彼らの教会が負うとは言わない、と私は思う。…このことから考えられるのは、それらの判断者となるべきも

状の加工食品で、主にスコットランドで供される。

(17) 欄外に Gal: v. 1. とある。ガラテヤ信徒への手紙 5 章 1 節を指す。

(18) ガラテヤ信徒への手紙 2 章 11-14 節の内容に関わると思われる。

のは分離するこれらの〔?〕であり、結果的には、分離については誰をも自身の事由の充分性にかんする判断者にするということである。…

fol. 63

…あの団結を維持するに十分だったプロテスタント教会間でのコミュニオンは、その構成員にそれを許可する教会が、他の構成員においても正当だと考えるような、そうした事項における〔?〕コミュニオンにすぎない。…彼らの団結は（われわれが見るように）、互いの儀式のすべてを十全に採用することにも、また全儀式への十全かつ完全なコミュニオンを彼ら個々の教会員に認めることにも存せず、それぞれの教会の体制に相違があっても、互いにキリスト教徒としての団結に向けて友情を保つことに存し、教義、儀式、そしてコミュニオン条件において彼らが完全に同意できない相当の事項が存在しても、その使用または無視を言い張ったり、互いを責めたり、排除したりしない。…

fol. 64

…異なった礼拝形式や様式の下で友情を保つことが、プロテスタントの団結のためには十分だと私は考えるし、団結は異なったやり方をもつ教会間にありうると博士が明記することをうれしく思う。その際、設立されたとの異なった教会も、プロテスタントの間でのかくも必要な、またはかくも強力な団結を実際に壊すことはないだろう。…なぜそうした団結が、海外と同様国内の異なった教会間で維持され得ないのか、…私には分からない。…

fol. 65

…こうして私は、分離が罪深いとは責められないと考える。しかし、この場合に真摯さが欠けたまま、一方ではこれこれの根拠で自分達の良心が必要としない全コミュニオンから人々が分離し、他方では分離された側の人々が分離した人々を、彼らが当然負うべき服従に欠けると非難し、かつ彼らを統治する権利を主張して厳しい譴責に及んで彼らを完全に切り離すと、最初は多部分的な分離だったものを根拠にして完全な亀裂をなすことになる。そうなると、コミュニオンも友情もなく、相対立して互いに戦争状態にある二つ

の団体ができあがり、教派分立と呼ばれるべき状態に達すると私は考える。これが分離を罪深いものにする、つまり両者の側において人々の魂の救済を必ずや導くと良心において納得する以上に、分裂や亀裂を深めていく限り、分離を罪深いものになると私は確信する。…

fol. 66

…分離に反対して博士が用いる最後の議論は、あらゆる条件〔?〕に横たわる、教会の平和と団結を守るという義務である。これはあらゆる側でそう合意されており、聖書にはそうした多くの文言がある、と彼は言う。私が認めるこれらの文言を繰り返す必要はないが、ただ私が断言したいのは、そうした文言はキリスト教会の団結を一般的に守ることを全キリスト教徒に求めるものであり、特にイングランド教会の団結を求めるものではないことが考慮されるべきだということである。これを踏まえて、あの教会の団結はどこに存するものと博士がみなしているのかを考えよう。彼は次のように言う。教会の団結は内的なものと同様、外的な絆の上に築かれる。つまり一つの絆と一つの聖霊と同様に、一つの信仰と洗礼の上に築かれる。その結果、この団結の表明は外的行為によるべきであり、そこから推測すると、したがって、教会の団結を守る義務は、宗教の共通かつ公的な行為に他の教会員と共に加わること（実際の参加が現実には不可能ならば、加わる自由）を意味する。…

fol. 67

…教会の団結は〔?〕聖パウロが言うように、平和〔?〕という一つの絆によって守られる。それは儀式の統一にも、宗教の外的儀礼におけるコミュニオンにも存せず、キリストを頭とする一つの団体の構成員として互いを受けとめることに存する（一部の見解、儀礼や礼拝において互いに相違することが多分あるとはいえ）。…

fol. 68

…ただし、彼の議論の唯一の見所と要点は、聖書がどの点で分離を許すかをわれわれに語ることにある。／最初の二つは偶像崇拜と誤った教義の強制だ

が、分離する者以外の誰がそれらについて判断者になるべきか？というのも、これらの事由のどちらかを根拠にして人がそこから分離した教会は、そうした事由を決して認めようとしないのは確実だから。2. もし誤った教義が強制されるコミュニオンから人が分離して良いなら、誤った教義が教えられるコミュニオンからも分離して良くはないか。…聖書が分離を許すと彼が言う第三の事例は、非本質的事項を人々が救済に必須とする際のことである。…
fol. 69

非本質的事項の何かを真の教会の存在にとって必須とし、かつ真の教会外では救済は得られないとする者は誰であれ、非本質的事項を救済に必須とする者であることは確かである。…先の事例におけるように、良心ゆえに分離の権利をもつ者は、何が非本質的事項かを判断する権利をも有する。…したがって、教会統治の特定の形態を非本質的事項だと何人かが判断するならば、教会の存在に必須だとして何らかの形式を支持する教会からの分離を、どうやって彼は回避するのだろうか。…教化を求める分離は教会の平和を破壊すると博士は恐れるが、ここで博士が引用した言葉はこうだ。平和のためになる事項を追求するようわれわれは命じられ、つまりそれはわれわれが互いを教化しうるようなことである⁽¹⁹⁾。…したがって、教化のために平和が無視されてはならないのであれば、平和と秩序のために教化は無視されてはならず、それらが何か特定の教会体制への服従に存在すると解釈される際には、平和と秩序を破壊せずに何人も分離して良いのは確かだ。…

fol. 70

…平和と秩序は…教会平和⁽²⁰⁾。教皇の普遍的至上性を立証するにはまことに良い議論である。…というのも、各会衆教会の平和維持のために、教会平和への直接的配慮を委任された一人の者、つまり主教区主教の統治下にそれらが

(19) この辺りの左欄外に、Rom: xiv. 19 とあり、該当箇所「だから、平和や互いの向上に役立つことを追い求めようではありませんか」が念頭にあると考えられる。

(20) ロックが引用を省略している。元の文章は次。‘since Peace and Order is to be kept up

置かれることがもし必要ならば、博士はそう含意すると私は想定するが、教会平和への直接的配慮を同様に委任された一人の者の統治下に、各主教区教会が置かれることも必要にならないか。…教会平和にとって何が必要かを彼がわれわれに語る所で、直接的配慮を委ねられた人々、という疑わしい表現を博士はなぜ使うのか…。

fol. 71

彼が明らかに主教区主教について語っていたとしても、…しかしそうならば、キリスト教会の平和の必須の保護者として、大主教、総大主教、そしてついには教皇が同様に必須とされることになろう。…そのことは、教会統治の何らかの形態が神授の権利によるものだとして世に説こうとする人々すべてに付きまとう茶番だと私は恐れる。…

fol. 72

…教会役職者は…その誰もが依然人間だったし、自分達に人間的弱さをもっていた。テサロニケの信徒への手紙 1、5 章 12 節におけるこれらの指導者⁽²¹⁾は…当初は集会の長にすぎず、ユダヤ教徒のシナゴークでの [一語句分空白] 以上の権限をもたなかった。…そうして気づかれぬほどじょじょに、エピスコポスの名称が一定の権限内で彼に適用されることになる。…さほど大きなものでないとしても、一つの都市の全キリスト教徒がただ一つの教会を成したという聖書上の明白な証拠がある、と博士が語るのを私は認める。だが、…パリのプロテスタント教会は確かにただ一つの教会だが、一つの集会で会合して結集するには確かに大きすぎ、それらはさまざま

among Churches as well as Persons, every single Congregation ought not to engross Church-power to it self, but to stand accountable for the management of it to those who are intrusted with the immediate care of the Churches Peace.' (E.Stillingfleet: *The Unreasonableness of Separation*, p. 240.) 「平和と秩序は個人間と同様に教会間でも守られるべきであるから、どの会衆も教会権力を自身に独占すべきではなく、その運用に際しては、教会平和の直接的配慮を委ねられた人々に責任を負うべきものである。」

(21) 原文はギリシア語で $\pi\rho\omicron\lambda\iota\varsigma\tau\alpha\mu\epsilon\nu\omicron\iota$ 。共同訳では「導き戒めている人々」。

fol. 73

会衆だった。…町や郊外のプロテスタントはこれらのタンブル⁽²²⁾のどれかにばらばらとやって来て、そこでさまざまな聖職者がそれぞれの町で説教した。…改宗者がいたどの大都市も一つの教会を成したことを私は聖書に見出すが、新しい改宗者が公的礼拝の全行動にコミュニケートする便宜のために最善の対応をする以上に、各教会の領分が及ぶことがあったかどうか。同じ都市にさまざまな長老がいて、さまざまな会場場所があり、そこへ当該地方の穏当な距離内にある近隣の人々が〔?〕できただろう。その長老の間に、権力上か席次上かの何らかの優位性をもった者が存在したか。…この事例は主教区教会の権限や領分のどちらも正当化せず、またバースアンドウエルズの主教区⁽²³⁾の先例にもならない。…教会の平和と国法は二つの大きな義務であり、それを元に、われわれの教会に加わる義務をすべての人々が考え、かつ強調する。

fol. 74

国法にかんして言えば、どの教会に私が属すべきかを世俗為政者が私に命じ定める権限をもつと証明されるまでは、イングランド教会とのコミュニオンに加わることを命じる国法に服従しないことが罪だと判断されることはありえない。したがって、博士の説教に一貫し、そこで彼がかくも強調する公定教会体制といったもっともらしい名称のすべては、世俗為政者がこうした権限をもつことが明確となるまでは、何も意味しない。…私の魂の救済に最も役立つものとして私が所属すべき教会や宗教団体を選ぶことが、キリスト教徒かつ人間としての私の自由の一部であるならば、そのことについては私だけが判事であり、かつそれに対しては為政者はまったく権限をもたない。…

fol. 75

(22) 原語は Temple で、フランスにおけるプロテスタント教徒の礼拝所を言う。

(23) 主教座を二つもつ二重主教区である。

…マホメット教のモスクで用いられるべき儀式をキリスト教為政者が法によって制定する、あるいはマホメット教為政者がキリスト教会の礼拝や儀式を規制することが妥当だと、誰か考えられるだろうか。同様のことはソシニアンや正教会の為政者や教会に、そして微細なあらゆる相違をかかえる者にも妥当する。…不可視かつ至高の存在の統治と経綸の下にあると人に悟らせる自然の光は、人にさらに次のことを教える。すべての人間の出来事を支配するあの存在の愛顧を損なうことなく、また和解して再びその愛顧を取りもどす手段を見出したのであれば、それを損なわずに振舞うよう気遣えと。そして至高の存在は

fol. 76

この世の善悪を采配し、別の世での永遠の幸福と悲惨がそれに依拠すると。神についての、そして人間への神の絶対権力についてのこの知識は、万人をどこにおいても宗教という考えに至らせる。人々はどこでも彼ら自身の始原または自然の可視的事物の成り立ちに思いをめぐらせ、どうやら野獣を超えるに至った。そして道徳は、神がわれわれに怒りを発しまたは喜ぶ大部分をなすものだと万人によって認められるが、この世における自身と他人の存在と幸福を守るために神が人間本性に植え付けた法であり、その大部分はこの世の人類保護の最大的手段として、世俗社会の統治が委ねられる為政者の配慮の下に置かれた。その法の遵守が神を喜ばせまたは不快にする手段でもあると、そして別の世での幸福または悲惨を得る手段でもあると人は確信・納得するが、だが、それは宗教の名の下では通用しなかった。宗教は、私の隣人、世俗社会、またはこの世での私自身の保護にまったく関係なく、神の喜びまたは不快を全面的に気遣う行動にふさわしかった。というのも、あれこれの形において神に私が祈ること、または宗教において何か他の儀式を用いること、または別の世の事項に関わる思弁的見解は、健康や財産、評判やこの世での彼の幸福や保護に役立つ隣人の何か他の権利にはまったく関わらないからである。宗教は神を喜ばすためにだけ私が享受しまたは実行する見解

と行動にすぎず、たとえそれらの多くが外的な他人の目に見えるものであっても、私の隣人やこの世の利害や出来事にはまったく関与せず、世俗為政者の監察や配慮の対象内にはない。彼の固有の職掌は世俗社会のみであり、この世での人々の幸福のためのものである。これが、神と人間との間の直接的なやりとりとして人間が宗教についてもった概念であり、世俗社会にはまったく関与することなく神の愛顧を得るためのものである。しかし、その多くの部分は引退した人間の孤立した隠遁状態では実行され得なかったので、宗教にかんして集団へと団結する必要へと人間を導いた。というのも、彼らが仕える神を讃え礼拝することを義務と見出した人間は、それを敬神の公的行動によって行うようになり、世にあの神を認めさせようと、心における内的な尊崇行動を行う対象となるものに厳粛な礼拝行為をなすからである。

fol. 77

人々が自分自身と同じ信仰や礼拝方法をもつ人々と共に宗教団体を構成せざるを得なかったのはこのためである。キリスト教が世に現れた時にも同じ根拠で広まっていった。…しかしながら、そうした団体を結成しあるいは規制する際に、どこでも世俗為政者の援助や力を求めなかったし、気かけなかった。なぜならば、為政者固有の道具としての暴力や剣が人々の心を納得させ、何らかの宗教を現すものの信仰へと人々を至らせることは、まったく不可能であるばかりでなく、どんな宗教を人々が採用すべきかという決定が為政者の権力に置かれたならば、世における真の宗教と到底うまくやって行けそうになかったからである。…

fol. 78

…これらの宗教団体は（少なくともキリスト教徒の間では）教会と呼ばれ、人々は自身の同意にもとづいて上述の宗教的目的のためにそれに加入し、団体自体が同意する以外の統治を自身の構成員に及ぼさない自発的な団体にすぎない。やるべきことをもつどんな団体にとっても、何らかの秩序、構成員の間での役職の区別、そして団体構成員を統治するための何らかの法を有す

ることは必須である。だが、これらのことは当該団体の実際の構成員以外の誰にも及びえず、構成員が有する至高の権力に彼らが服従しないなら、当該団体は彼らを追い出し、それとのコミュニオンの特権を彼らに拒否することになる。他方、真理の告白、神礼拝、そして教化のために人が自由に団体に加入したのと同様に、当該団体の体制はそうした目的や他の目的にも手引きにならない・役立たない・彼が考える際には、再び去って良い。というのも、私自身の魂の救済のためにどの宗教団体に私が最初に入会するかが自由であったのなら、その団体があれらの目的や、同様に他の目的にも役立たないと私が判断する際には、同じ理由でそこを再び去る・離れる自由が私にはつねにあるからだ。〔²⁴このことが、たんなる気まぐれや物のはずみで宗教団体を人々に変更させ、宗教を棄てさせる理屈なのだと、誰にも言わせないように。というのも、人が団体に共に生きてきた人々との付き合いや彼らの間での評判を棄てること、自分の友人、係累、仲間によって棄てられ、かつ投げ出されることは、どんなに困難なことかをわれわれが考えるならば、人が彼らの間でもつ信用は

fol. 79

他の何よりも人類を統御するものと見られるからである。また他方で、新規改宗者は彼が入会する教会へどんな疑いを伴って受け入れられるか、そして不信仰者だとか新奇珍妙の主張者とまでは言わぬとしても、彼が遭遇するあらゆる点での頼りない評判を考えれば、宗教や教会を変更する際には（為政

(24) 角かっこ [で記した所に、原文上も角状の開くかっこがあり、これを閉じるかっこが次フォリオ、注 25 に相当する部分で現れる。この周辺の原文は以下。‘I am for the same reason always at liberty to quit·leave it agen when I judg it serves not to those ends or not so well as *another* [nor let any man say that this is a principle that will make men change their Religious societies, or cast *Religion* upon very fancy, and slip to occasion.’ スオヴォは角かっこ前の *another* (ここではイタリックで表示) を文章後方の *Religion* (ここではイタリックで表示) に断りなく接続し、かつ *Religion* で文章を終わらせる。(Victor Nuovo (ed.): *John Locke Writings on Religion*, p. 75 l. 32.)

者の権威が強制しない所でさえ）、これらの〔？〕千の不都合が必然的に人に伴い、たいそう大きな影響を人々におよぼすので、そのことだけでも人々の大部分を彼らの教会コミュニオンに満足させ続けると私は考える。…〕⁽²⁵⁾
…〔⁽²⁶⁾そしてこのことは、宗教事項における世俗為政者の世に対する権限を、ユダヤ教のコモンウェルスの事例を元に議論する人々の論法の弱さと不十分さを明らかにする。…

fol. 80

…彼らの宗教はアダムの子孫とそれを（異教徒とのかつての関係や親類縁者をすべて完全に否定して）自発的に採用した人々に、かつカナンの狭い領域に限られた。…この世でそしてカナンの地で可能なもの以上の厳しい罰や強制の下で人々は集ったのではなく、したがって聖パウロ！もキリスト教徒となって後長い間、ユダヤ教の律法上の〔？〕非常に多くの儀礼や儀式を守り続けた。しかし明白なことは、当該コモンウェルスの一員としてのみ彼はそうして、しかし、それを救済に必須の宗教として考えることはできなかったのであり、生命と不死に光を当てる他の啓示が存在した際には、そうしたもののとしてはユダヤ教から放免されていると彼は考えた。〕⁽²⁷⁾

fols. 81, 82 そもそも図書館の複写がない

fol. 83 白紙

（次号へ続く）

（本稿は平成十九～二〇年度科学研究費補助金基盤研究（C）による研究成果の一部である。）

(25) 前注の開くかっこに相応する。

(26) 原文上も角状の開くかっこがあり、これを閉じるかっこが次フォリオ末にある。

(27) 前注の開くかっこに相応する。